

# 備品の購入について

令和5年4月1日

## 備品として認められるもの

下記、どちらかの条件を満たすもの

- 競技中に使用する用具
- 競技力の向上につながる用具

例

- 競技備品(ボート艇、アーチェリー弓具、スキー板等)
- 競技で使用する補装具・補助具(競技用車いす・義足、ボッチャランプ等)
- 情報・映像分析を目的とする電子機器(パソコン、ビデオカメラ等)
- 身体ケアを目的とする医療機器(低周波治療器等)

## 補助対象額

競技備品、競技で使用する補装具・補助具の購入費は、実費分を補助金交付対象とします。ただし、備品として認められるもののうち、電子機器及び医療機器の購入は、その製品の性質上競技目的以外でも使用できると考えられるため購入金額の1/2を補助金交付対象とします。

備品	補助対象額
競技備品	実費(10/10)
競技で使用する補装具・補助具	
情報・映像分析を目的とする電子機器 (※1・※2)	購入金額の1/2 *1/2は自己負担
身体ケアを目的とする医療機器(※1・※2)	

※1 附属する消耗品を含む

※2 保証料は含まない

第7号別紙3「支出の内訳書」には、補助対象額(購入金額に1/2をかけた後の金額)を記載してください。

## その他

備品の購入にあたり、不明な点がある場合は、購入前に事前にご相談ください。